

## 公募課題一覧

本研究所は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法(平成 11 年法律第 165 号)及び独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)により文部科学大臣が指示した中期目標に基づき、研究に取り組んでいます。

そのうち、今般、研究協力者・研究協力機関を公募する研究課題を以下にお示しします。これらの研究課題は全て令和 8 年度から 5 年間継続する横断的研究であり、5 年間を通しての課題名と、そのうちの最初の 2 年間～3 年間に取り組む研究課題をサブタイトルとして示しています。また、各研究課題が公募する対象についても示しています。

- 1 : インクルーシブ教育システムに関する研究  
ー市町村におけるインクルーシブ教育システム構築の現状と課題に関する研究ー  
(令和 8 年度～9 年度)【研究協力機関の募集】
  
- 2 : 通常の学級に在籍する子供への個に応じた指導・支援に関する研究  
ー通常の学級を基盤とする重層的な指導・支援の在り方に関する研究ー  
(令和 8 年度～9 年度)【研究協力者・研究協力機関の募集】
  
- 3 : 特別支援教育の教育課程の基準等に関する研究  
ー特別支援学校における新学習指導要領の理念を踏まえた深い学びの実装ー  
(令和 8 年度～10 年度)【研究協力者・研究協力機関の募集】
  
- 4 : デジタル学習基盤の効果的な活用に関する研究  
ー特別支援教育におけるデジタル学習基盤を活用した一人一人の教育的ニーズに応じた個別最適な学びと協働的な学びに関する研究ー  
(令和 8 年度～10 年度)【研究協力機関の募集】

1：インクルーシブ教育システムに関する研究－市町村におけるインクルーシブ教育システム構築の現状と課題に関する研究－（令和8年度～9年度）

**【研究概要】**

日本は2014年に障害者の権利に関する条約に批准して以降、制度改正を進めながら特別支援教育の更なる推進、そしてインクルーシブ教育システムの構築に取り組んできた。しかしながら、2022年8月に実施された第1回政府報告審査の総括所見においては、通常の学級の教員の理解不足や合理的配慮の提供の不十分さ等が指摘されている。また、中央教育審議会教育課程企画特別部会（2025）がまとめた論点整理においても、同様の課題が示されている。

障害のある子どもに対する合理的配慮は、本来、就学前の段階から提供されるものであり、就学先や学びの場については、本人および保護者への十分な情報提供を前提として、本人・保護者、市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズおよび必要な支援について合意形成を図った上で、教育委員会が決定することとされている。しかしながら、通常の学級における合理的配慮の提供状況は必ずしも十分とはいえず、その実態が学びの場の選択に歪みを生じさせる要因となっている可能性がある。したがって、合理的配慮の提供は学校現場のみの課題ではなく、市町村教育委員会による合理的配慮推進の体制や基盤の在り方とも密接に関係していると考えられる。

そこで本研究では、主に市町村教育委員会を対象として、①教育振興基本計画において合理的配慮の推進を目的とした施策がどのように位置付けられているのか、②教育委員会が学校に対してどのような支援を行っているのか、③教育委員会が主体となり地域との関係機関との連携基盤をどのように構築しているのかについて調査を行う。これにより、市町村における合理的配慮推進のパターンを明らかにし、自治体の類型ごとに期待される取組の在り方を提案することを目的とする。

**【研究協力機関の条件】**

調査の実施に当たり、合理的配慮の推進を目的とした施策、教育委員会による学校への支援、ならびに地域機関との連携基盤等に関する調査項目について意見を提供するとともに、予備調査への協力が可能な教育委員会を対象とする。なお、これまでインクルーシブ教育システムの構築に積極的に取り組んできた教育委員会であることが望ましい。

## 2：通常の学級に在籍する子供への個に応じた指導・支援に関する研究—通常の学級を基盤とする重層的な指導・支援の在り方に関する研究—（令和8年度～9年度）

### 【研究概要】

本研究は、通常の学級を基盤とする重層的な指導・支援の充実に向けて、個に応じた指導・支援の実践上の課題を明らかにするとともに、それを支える要素とその関係性を整理することを目的とする。

具体的には、通常の学級担任が子供の困難さの背景要因に着目し、適切な手立てを講じる際に直面する困難や制約の実態を把握する。その上で、指導・支援を支える校内体制、教員の専門性、授業づくりや学級経営上の工夫といった要素を整理し、それらの相互の関係性を構造的に検討する。

なお、本研究の実施に当たっては、令和5年度から令和7年度に実施した重点課題研究「多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実にに関する研究」で示された4観点22項目、令和3年度から令和4年度に実施した重点課題研究で整理された「教科指導上の個に応じた配慮を考える流れ」、さらに平成20年度から平成21年度に実施した重点推進研究で示された学級サポートプランを参照しながら研究を進める。

令和8年度から9年度にかけては、全国の小・中学校等を対象とした調査を実施し、通常の学級における指導・支援の実践上の課題や制約の実態を把握する。また、先行研究において好事例とされた学校の取組を分析するとともに、個に応じた指導・支援を評価・改善するための指標を検討し、重層的な指導・支援の充実に資する基礎的な知見を提示する。

### 【研究協力者の条件】

本研究における研究協力者は、原則として小学校又は中学校において通常の学級を担任し、通常の学級に在籍する多様な教育的ニーズのある子供への個に応じた指導・支援の改善に現に取り組んでいる教員とする。研究協力者には、令和9年度以降、通常の学級を基盤とする重層的な指導・支援の考え方の実装に向けて、研究チームと協働しながら実践研究を遂行することを求める。そのため、研究会・協議への継続的な参加、自らの授業や指導・支援に関する実践記録の作成及び提出、質問紙調査、インタビューその他本研究の遂行に必要なデータ提供に協力できることを条件とする。また、応募に当たっては、所属校管理職の承認を得ており、研究の実施に必要な校内協力体制を見込むことができる者とする。なお、特別支援教育に関する校内支援体制づくりへの参画経験、又は個に応じた指導・支援に関する校内外の研修実績を有する者を優先する。

### 【研究協力機関の条件】

実践研究の実施に当たり、教育委員会を研究協力機関として公募する。協力機関となった教育委員会には、令和9年度以降、所管する小学校及び中学校のうち各1校以上を研究実践校として設定し、研究チームと協働して研究を実施することを求める。研究実践校においては、通常の学級を基盤とする重層的な指導・支援の考え方の実装を目指し、指導・支援の改善に向けた実践研究を行う。

### 3：特別支援教育の教育課程の基準等に関する研究－特別支援学校における新学習指導要領の理念を踏まえた深い学びの実装－（令和8年度～10年度）

#### 【研究概要】

本研究は、特別支援学校に在籍する児童生徒の各教科等における資質・能力の育成に向け、新学習指導要領の理念を踏まえた教育課程編成及び授業づくりの在り方を明らかにし、各学校における実践の充実に資することを目的とする。特に、各教科等における「深い学び」をどのように具体化するか、また、次期改訂に向けて重視される情報活用能力の向上をどのように教育課程に位置付けるかを中心的な課題として検討する。

令和8年度から10年度にかけては、「特別支援学校における新学習指導要領の理念を踏まえた深い学びの実装に関する研究」として、特別支援学校に在籍する児童生徒の各教科等における資質・能力の育成に向け、新学習指導要領の理念を踏まえた「深い学び」を授業において具現化するための方策を明らかにする。具体的には、「資質・能力の深まりと一体的育成の可視化」を踏まえた単元づくりや授業実践に必要な諸要素を整理し、障害の状態等を踏まえたモデルを提示する。あわせて、自立活動と各教科等との関連や、情報活用能力の向上を見据えた教育課程編成及び指導内容の在り方を検討し、デジタル学習基盤の活用を含む好事例を収集・整理して普及に資する成果を示す。

#### 【研究協力者の条件】

特別支援教育に係る教育課程行政に関して造詣が深く、国の有識者会議や審議会等に参画した経験のある学識経験者。または、都道府県等の自治体において教育委員会等で教育課程行政に携わり、特別支援学校の教育課程編成等について指導助言等の豊富な経験を有する者。

#### 【研究協力機関の条件】（以下の2点のうち、いずれかに該当する場合）

- 1) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会における「論点整理」や特別支援教育ワーキングチームによる「審議のまとめ」、中央教育審議会答申の内容を踏まえて、3年間にわたり「高次の資質・能力」（仮称）の育成等に取り組み、カリキュラム・マネジメントの充実を図る意欲のある特別支援学校。
- 2) 情報活用能力の抜本的向上に向けて小学部・中学部・高等部における教育内容・指導計画等の検討及び実践とその実践モデルを提案する意欲のある特別支援学校。

#### 4：デジタル学習基盤の効果的な活用に関する研究－特別支援教育におけるデジタル学習基盤を活用した一人一人の教育的ニーズに応じた個別最適な学びと協働的な学びに関する研究－（令和8年度～10年度）

##### 【研究概要】

本研究は、特別支援教育におけるデジタル学習基盤の効果的な活用を通して、自立活動及び各教科等における個別最適な学びと協働的な学びの充実を図り、それらを主体的・対話的で深い学びへとつなげる方策を明らかにすることを目的とする。1人1台端末、支援機器、入出力支援装置、アクセシビリティ機能、生成AI等の活用実態や活用条件を整理するとともに、障害の状態や発達の段階、学習場面に応じた効果的な活用の在り方を検討する。

令和8年度から10年度にかけては、「特別支援教育におけるデジタル学習基盤を活用した一人一人の教育的ニーズに応じた個別最適な学びと協働的な学びに関する研究」として、特別支援教育における個別最適な学びと協働的な学びの充実に向け、デジタル学習基盤の活用の在り方を明らかにする。具体的には、「障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服に向けた活用」を基盤としつつ、「個別最適な学びと協働的な学びの実現」に向けた授業改善に関する研究を研究協力機関と実施する。あわせて、各教科等の資質・能力の育成に向けた実践事例を収集し、デジタル学習基盤を活用した学びの成立条件、活用の効果及び課題を明らかにする。さらに、特別支援学校を対象とした調査により、デジタル学習基盤の整備及び活用の全国的状況と課題を把握するとともに、研究協力機関に対する伴走型の授業改善支援や指導助言を通して、特別支援教育におけるデジタル学習基盤活用のモデルを作成し、提示することで、特別支援教育におけるデジタル学習基盤の効果的な活用の充実を目指す。

##### 【研究協力機関の条件】

1人1台端末やクラウド環境等の情報機器、デジタル教科書や生成AI、入出力支援装置やアクセシビリティ機能も含むデジタル学習基盤を効果的に活用することで、個別最適な学びと協働的な学びの充実を実現するための授業づくりに意欲のある特別支援学校。

研究協力機関は研究員による定期的な訪問による助言や協議等を通じてデジタル学習基盤を効果的に活用した授業づくりについての実践研究を実施し、その成果について実践研究に関する報告書の執筆を行う。